

犯罪被害者ら支える条例

4月施行



条例に基づく取り組みなど意見を交わす(左から)青木代表、阪口さん、三輪団長、田辺市議

名古屋市は現在、4月に施行された「犯罪被害者等支援条例」に基づき、各種支援事業に取り組んでいる。公明党市議団の三輪芳裕団長と田辺雄一議員はこのほど、条例制定に関する有識者会議のメンバーだったNPO法人「犯罪被害当事者ネットワーク 結あしす」の青木聰子代表、「TAV交通死被害者の会」の阪口玲香さんと市内で意見を交わした。

名古屋市

犯罪被害者等支援条例に基づく事業は、①総合支援窓口②経済的・精神的支援③広報啓発・人材育成の3本柱。今年7月、市役所内に開設した総合支援窓口では、専任の支援員2人が電話や面談による相談に対応している。区役所や警察署への同行、関係機

総合窓口を市役所に開設

関への相談仲介も行い、受け付けは平日の午前8時45分から午後5時30分まで。経済的支援では被害者が死亡や重傷病等(全治1カ月以上)のけが、強制性交等罪と監護者性交等罪による被害のとき、支援金を支給。このほか、家事・育児・介護のヘルパー派遣、配食サービスも行う。

支援金は、死亡の場合には30万円、重傷病等の場合は10万円。資産額などの条件がある。犯罪被害者などで日常生活に支障を来した被害者等の自宅への配食サービスは1日1回、事件発生から1カ月行つ。また、損害賠償請求権のある遺族に賠償金が支払われない場合、見舞金を支給。150万円を上限としている。これらの支援策は性犯罪と、交通事故を含む過失犯の被害者も対象としており、市によると、性犯罪の被害者を

対象にしたのは政令市では初めて。広報啓発では、多くの市民に犯罪被害への理解を深めてもらうため、だれでも参加できる「犯罪被害を学ぶ会」を今月から4回実施する。青木さん、阪口さんらが講師を務める予定だ。

ヘルパー派遣、配食サービスも

意見交換では、青木さん、阪口さんが「条例を見直す機会を定期的に設けてニーズに合ったものにしてほしい」と要望。三輪団長、田辺市議は「今後も皆さんの声に耳を傾けていきたい」と答えた。田辺市議は2015年11月の本会議で、犯罪被害者等を支援する条例の制定を求めていた。三輪団長は昨年9月の経済水道委員会で、損害賠償請求権を得ても賠償が受けられない被害者に対して、すぐに経済的支援ができる制度にするよう要望していた。

今月から 市民啓発へ「学ぶ会」

生活面の支援ありがたい

犯罪被害当事者ネットワーク 結あしす
青木 聰子 代表
私は、犯罪被害で両親を亡くしました。他県の遺族の集いに参加し、「苦しい思いをしているのは私だけじゃない」と実感。私のように苦しみを抱えている人がいると思ひ、愛知県で団体を立ち上げ、自助・相互援助活動

なごを行っています。名古屋市で条例が制定され、うれしいと同時に、ゴールではなく、スタートしたんだと感じています。

支援事業に配食サービスなどの生活面の支援が盛り込まれ、ありがたいです。今後、どの自治体でも同じ支援を受けられるようにしてほしいです。

意識変えるきっかけに

TAV交通死被害者の会
阪口 玲香 さん
私は交通事故で家族3人を亡くしました。現在、偶数月に会員が集まり、体験などを話し合っています。また、市の運転免許試験場で常設展示のほかに、年2回の屋外展示を行い、運転手に安全運転を呼び掛けます。毎

年11月第3日曜日の「世界道路交通犠牲者の日」にも街頭でチラシを配るなど、啓発活動をしています。

支援事業の対象に、過失の交通事故による被害も含まれたことは画期的です。交通事故を起こすことは犯罪なのです。この条例が皆さんの意識が変わるきっかけになればと願っています。